

(3) 挂甲について

徳江秀夫

綿貫觀音山古墳の玄室から2領の挂甲とその付属具としての籠手、臑当が出土したことは第3章4に報告したとおりである。

挂甲、その他付属具を構成すると考えられる小札は5,908枚以上が確認でき、これらを個々の形状、緘孔、綴孔のあり方から26種類に分類を試みたものが第71・72図である。

挂甲小札は緘孔一列（緘孔が中央に1孔）のA種と、緘孔二列（緘孔が両側縁に沿って2孔を有する）のB種に大別される。

A種については、豎上・長側に小札I・小札IIを、腰札に小札IIIを、草摺に小札IIを草摺の裾札に小札IVを使用していると考えられる。

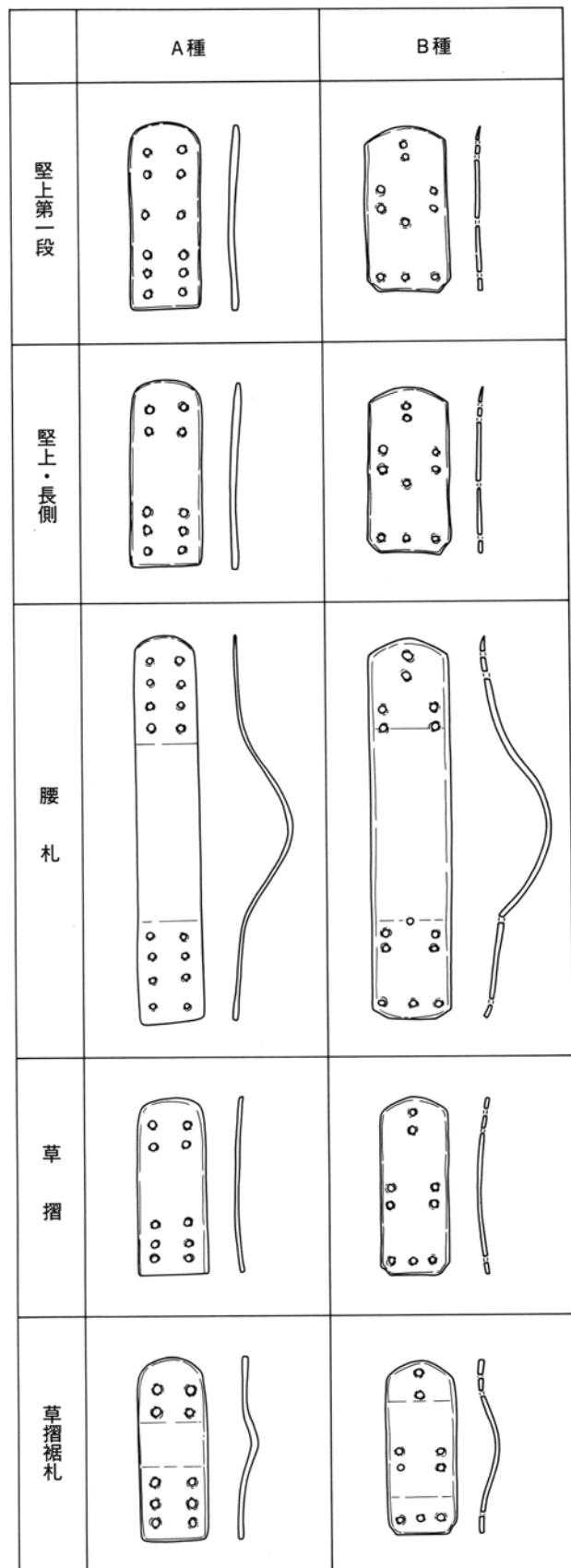
B種は、豎上・長側に小札XIIIを、腰札に小札XVIを、草摺に小札XVIIを、草摺裾札にXXIをそれぞれ使用していると考えられる。

各段の構成について

形状が特徴的で識別が比較的たやすく、数量の確認が可能と思われる腰札についてみるとA種の小札IIIは合計115(+9)枚、B種の小札XVIは合計91(+7)枚を数えた。また、草摺裾札はA種の小札IVが合計157枚、B種の小札XXIが合計169枚が出土している。

他の古墳出土挂甲の事例で腰札の数量についてみると、大阪府長持山古墳例67枚(幅2.4cm)福岡県番塚古墳例で80枚(幅2.0cm)、奈良県藤ノ木古墳例で66枚(幅3.0cm)、岡山県天狗山古墳例で74枚などが^{註1}知られる。本古墳における状況はこれらの事例と比較していざれよりもその枚数は多くなっている。重ねの総延長を測定すると小札IIIが146から157cm、小札XVIが165から172cmとなる。これは、それぞれの腰札が二段分ではなく、一段分であり、原形から大きく数量を欠落してはいないことを表していると考えられる。

挂甲全体の構成についての復原は、長持山古墳例、番塚古墳例、備中天狗山古墳例とも、豎上前胴部分



第182図 挂甲小札模式図

第6章 小 結

4段、後胴部分5段、長側4段、腰札1段、草摺3段、草摺裾札1段となっている。本資料の場合も同様の構成を想定した場合、A種、B種とも腰札の数量 $+ \alpha$ がそれぞれの段を構成する小札の数量となると思われる。しかし、A種の小札IIの1,804枚やB種の小札XVIIの1,201枚の存在は、その単純な計算式から導き出された数量を超え、通例言われている1領の胴丸式挂甲に使用された小札の総数800枚註2をはるかに凌ぐものとなっている。各小札にみられる重ねの変換点、いわゆる重ねの真中はA種の豊上・長側・草摺の各段に使用された小札IIが12枚前後であるほかはそれぞれ1枚ないし2枚で特別の段構成は想定できない。小札IIや小札XVIIの中には挂甲本体のほかに現状では把握できていない肩甲や膝甲、鉄冑の鎧、頬当など挂甲本体と同型の小札を使用する付属具が存在していた可能性が高く、挂甲本体の段構成の復原とともに付属具の確認が今後の大いな検討課題として残ってしまった。

綴の技法について

綴、緘の技法については第183図に模式図をあげておいた。図の作成にあたっては本資料の先行研究註3としてある清水和明氏の研究成果を参考に、これを一部修正して使用している。

綴紐は、小札の表面では立取に、裏面では斜行状となるものが大半でA・B両種で確認された。綴には菅糸の使用がなされている。菅糸の下にはこれに先行して革紐による綴じの存在が指摘がされて註4いる。現状の観察では革紐の残存が良好で革紐の存在は確認し難いものが多い。B種草摺裾札の上位では模式図に示したよう緘孔を通る裏面斜行状の菅糸による上綴じが施されるが、一部に上位の緘孔を裏面横取で動く資料も認められる。

また、A種小札Iの上端には模式図に示したとおり表面立取、裏面斜行の組紐による綴がみられ、一部には模式図と異なる組紐の動きもみられる。

緘の技法

各段の緘は上下両段ずつを連貫するもので、清水和明氏の定義するところの各段緘の技法が用いられ

ている。A種は豊上最上段にのみ小札Iを用い、以下の豊上・長側に小札IIの緘孔二列2孔が充てられており、胴部、草摺とも各段緘a類の技法で連貫されているようである。これに対し、B種では第3緘孔のある小札XIIIが560枚確認されており、これを胴部の豊上・長側に使用する各段緘b類の技法が、草摺には第3緘孔のない小札XVIIを使用する各段緘a類の技法で連貫していると考えられる。緘紐には組紐が使用されている。

下搦・覆輪の技法

下搦の技法としてはA種の豊上・長側の小札I・II、腰札IIIの下端にラセン状下搦がみられる。

B種の小札は各段の下端に革包覆輪技法がみられるが残存状態は極めて不良である。草摺裾札には藤ノ木古墳の報告で「経錦包覆輪」とされるものと同様の技法が施されている。註6

わたがみについて

A種の小札I、B種の小札XIII、それぞれの最上部に布の付着が確認できる。

以上の各段に認められた技法をまとめたものが第183図の模式図である。緘孔二列のA種は清水氏が提起した「小針鎧塚型」註7を参照して作成したものである。各段の下搦・覆輪孔が2孔になっている点が「小針鎧塚型」とは異なる点である。緘孔一列のB種は「藤ノ木型」と同様の技法が採用されていると指摘されている。

付属具について

付属具としての籠手は1双分が出土している。籠手1では篠状鉄札Xの長さを部位に応じて調整し、23枚を綴じ付けて一組としていた。綴付方法については表面で立取、裏面で斜行状となる綴方であった。上端および両側縁には革状の付属物が残存しており、革包覆輪が施されていたことが確認できる。下端には手甲部分を構成する小札との連結のため緘孔1孔が穿たれている。

手甲に使用された小札は小札VIIと考えられるが、段の構成と各段の原形についてはその復原が困難であった。

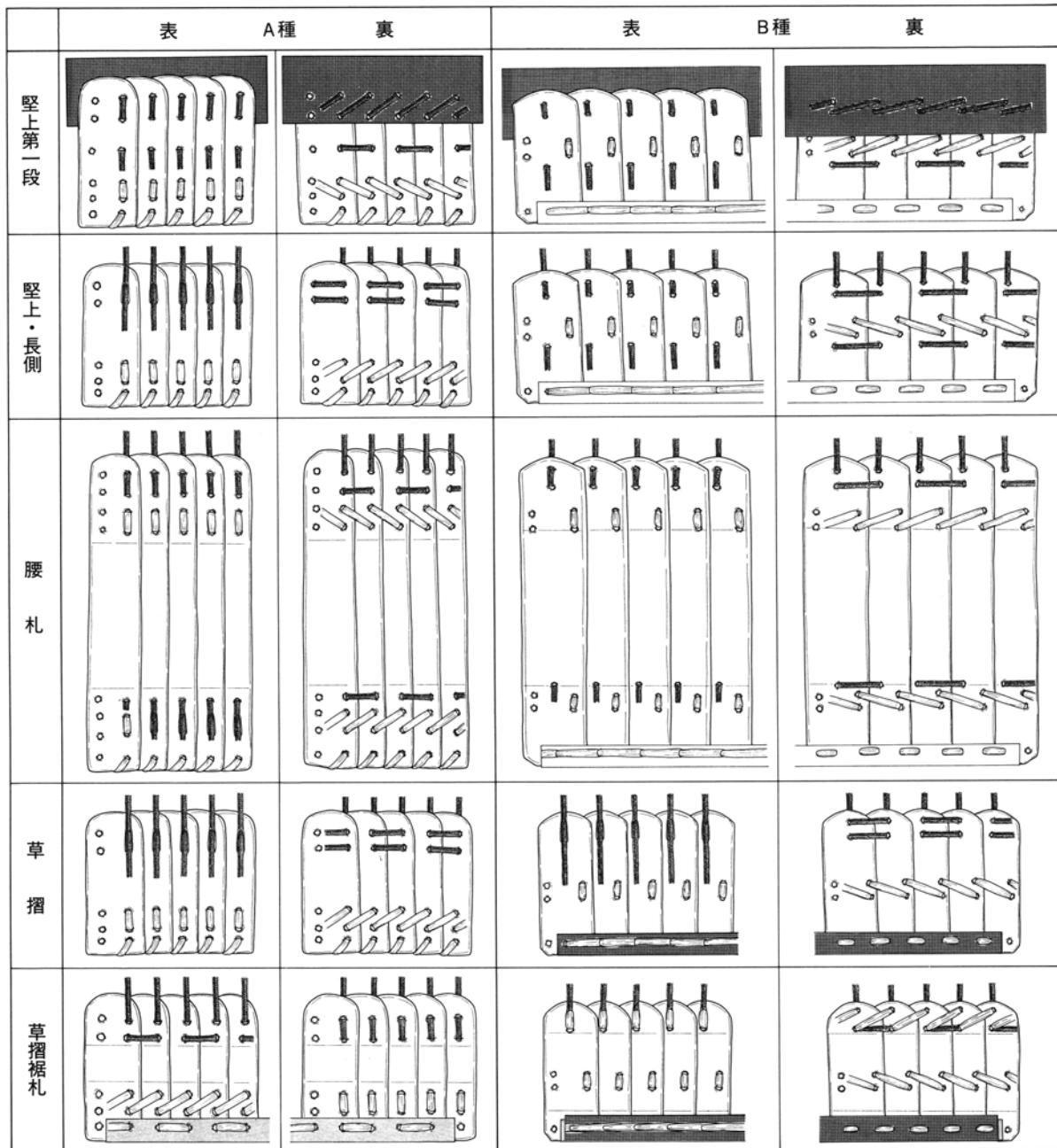
2. 遺物に関する考察

籠手 2 は 1 と一対をなすとみられるもので、篠状鉄札 X 25枚から構成されている。覆輪用の孔、綴孔の配置、綴付については籠手 1 と同様の技法が採用されている。籠手 2 の下端には小札 VII が鋲着していた。これらの小札の上端には緘紐が良好な状態で残存していたが、籠手下端における緘紐の残存が不良であったため両者の連結方法については判然としなかった。

革包覆輪は組紐により綴じられている。

臑当は 1 双分が出土している。臑当 1 は篠状鉄札 XI 37枚を連貫して構成されている。臑当 2 の綴付方法は籠手同様、表面で立取、裏面で斜行状となる綴方である。上端および左右両側縁には革包覆輪あるいは布に革を重ねた覆輪技法が確認される。付属する小札については不明である。

篠状鉄札 XII は籠手、臑当を構成する鉄札と異なる



第183図 挂甲小札・緘・綴模式図

り、長さ25cm前後とほぼ一定である点が連接時の原形を想定する大きな手がかりとなるものであろう。135枚が確認されており、仮にこれを一体のものとして連接すれば横幅121.5cm前後となる計算になる。鉄札の重ねは左右両者がみられる。また、下位に弱く内彎する部分が形作られていることも特徴的である。

これらの篠状鉄札 XII は藤ノ木古墳で大腿部を覆う一種の膝甲として復原された篠状鉄札 VII に類似している。もし本資料も同様の膝甲であるとすればその上下両段に藤ノ木古墳同様腿の付け根や膝関節、膝頭を覆うと考えられる小札が存在すると思われる。たとえば小札 VI は多数が連接した状態で鋲着、残存している。横幅が小札 VII とほぼ同数値であることから今後これらと篠状鉄札 XII との関係を検討しなければならない。

篠状鉄札 XII の現状の観察からは緘の紐の確認は困難で、最上位の 4 孔は緘孔とみるべきと考える。最下位の孔も緘孔との判断は困難である。

小札 VIII は横幅が 1.9cm 前後と小札 V や篠状鉄札の数値と近似するのでこれらとの関連性が考えられる。また、縦断面が中央でやや内彎する形状であることから裾札と考えられる。

最後に小札 V は 3 段が連結した状態で鋲着しているが、上下段の連結は緘ではなく、綴じ付けによるものである。側縁や下端には組紐の運びがみられる。

群馬県地域出土の挂甲について

群馬県内では約50基の古墳から挂甲小札の出土が確認されている。^{註8} いずれも少数の出土で全体形状を知ることができるものは少ないようである。その中で本資料の A 種と同様、緘孔二列の小札の出土が多く、前橋市山王金冠塚古墳、伊勢崎市古城稻荷山古墳、太田市沢野村63号墳・西長岡横塚188号墳、高崎市石原稻荷山古墳、藤岡市諏訪神社境内古墳・平井地区 1 墳、富岡市富岡 5 号墳・桐渕 8 号墳、群馬町保渡田八幡塚古墳出土例等が比較的内容を知ることの可能な資料である。なお、本古墳出土 A 種は各段

使用の小札の下搦・覆輪孔が 2 孔であるが、共通する事例としては藤岡市諏訪神社古墳例が指摘されており、山王金冠塚古墳例の一部にも同様の形状を呈する小札がある。^{註9}

これに対し、緘孔一列の B 種の類例としては、高崎市八幡觀音塚古墳・山名原口 II 遺跡 2 号古墳、安中市築瀬二子塚古墳などからの出土が知られる。

群馬県における挂甲の副葬は、群馬町保渡田八幡塚古墳第 2 主体部出土例や高崎市平塚古墳出土例などの前方後円墳を中心に 5 世紀後半から末にその初現がみられる。6 世紀後半にいたると山王金冠塚古墳や古城稻荷山古墳などの前方後円墳だけでなく、石原稻荷山古墳や平井地区 1 号墳のような直径 30m の中規模円墳、山名原口 II 遺跡 2 号古墳のような小円墳にも副葬されるようになり、その普及が地域の首長層から有力者層にまで及んでいたことが知れる。その中、本綿貫觀音山古墳では緘の技法を異にする 2 頭の挂甲がその付属具とともに副葬されるとともに菅糸・革紐併用の緘や漆を塗布することなく鉄札のメタル面を残す様子は社会的地位の高さを充分反映するものとして理解できよう。

註1 九州大学考古学研究室『番塚古墳』1993を参考にした。

註2 清水和明「5 挂甲と付属具」『斑鳩藤ノ木古墳第一次発掘調査報告書』1990に指摘されている。

註3 第182図は註2文献に掲載された挿図を参考にして作成した。

註4 註2の文献に指摘されている。

註5 緘の細分は、清水和明「挂甲 製作技法の変遷からみた挂甲の生産」『甲冑出土古墳にみる武器・武具の変遷』第1分冊1993を参考にした。

註6 註2文献に記述されている。

註7 註5文献による。

註8 深澤敦仁氏の集成作業による。「群馬県古墳出土の甲冑集成」『群馬県内古墳出土の武器・武具』1993

註9 内山敏行氏が指摘している。「古墳時代後期の朝鮮半島系冑」『研究紀要』1 栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1992

参考文献

末永雅雄『日本上代の甲冑』1934（1981増補版）
京都大学総合博物館『王者の武装』1997